

「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく再生利用事業計画の認定に関する省令の一部を改正する省令案についての意見・情報の募集」の結果について

令和 7 年 11 月 17 日
農林水産省大臣官房新事業・食品産業部

「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく再生利用事業計画の認定に関する省令の一部を改正する省令案」について、令和7年9月4日から令和7年10月3日までの期間、広く国民の皆様から意見・情報を募集するパブリックコメント手続きを実施しました。その結果、本件に関して5件の御意見が寄せられました。

お寄せいただいた御意見の概要及びそれに対する考え方を別紙に記載しましたので、お知らせいたします。

御意見をお寄せいただいた皆様方の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも農林水産行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

【お問い合わせ先】

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部
外食・食文化課
直通：03-6744-2066